

## コーポレート・ガバナンス

## ■ コーポレート・ガバナンス

## コーポレート・ガバナンス

東京エレクトロンは、経営のグローバル化が進行する中、株主をはじめとする全てのステークホルダーにとっての企業価値の向上を重視した経営を推進するため、コーポレート・ガバナンスの強化が重要と考えています。当社は以下の3つの基本方針のもと、最適で実効性の高いガバナンス体制の構築に努め、内部統制システムおよびリスク管理システムの整備・強化を推進しています。

## 当社のコーポレート・ガバナンスの基本方針

1. 経営の透明性と健全性の確保
2. 迅速な意思決定と事業の効率的執行
3. タイムリーかつ適切な情報開示

## ■ コーポレート・ガバナンス体制

当社は会社法に基づく監査役会設置会社でありながら、より経営の透明性・客観性を高めるために、代表取締役を除く取締役または監査役でそれぞれ構成する、独自の報酬委員会<sup>\*1</sup>、指名委員会<sup>\*2</sup>を設置しています。また、取締役会と執行機関の役割をより明確化するために、2003年より執行役員制を導入し、意思決定の迅速化を図っています。加えて、株主に対する経営の透明性が重要であるとの視点に立ち、1999年より代表取締役の個別報酬を開示しています。

\*1 報酬委員会：役員報酬の制度および代表取締役の報酬額を取締役会に提案する。  
\*2 指名委員会：取締役候補および最高経営責任者候補を指名し、取締役会に提案する。

## 取締役会

取締役11名（うち社外取締役2名）で取締役会を構成しています。取締役会は原則として月1回開催し、2013年3月期は合計12回の取締役会を開催しました。経営環境の変化に迅速に対応し、経営責任をより一層明確に示す体制とすることで、当社の取締役の任期は1年です。

## 監査役会

監査役5名（うち社外監査役3名）で監査役会を構成しています。監査役は取締役会、経営会議等の重要な会議に出席するほか、業務監査、会計監査、リスク管理の評価を行うとともに、取締役の職務執行を監査しています。2013年3月期は合計7回の監査役会を開催しました。

## 社外取締役・社外監査役

当社は、取締役会の意思決定の有効性を客観的に確保する観点から、井上弘氏（株）東京放送ホールディングス代表取締役会長）、坂根正弘氏（株）小松製作所相談役・特別顧問の2名を社外取締役として、また、監査の妥当性を客観的に確保する観点から、赤石幹雄氏、山本高穂氏、酒井竜児氏（長島・大野・常松法律事務所パートナー弁護士）の3名を社外監査役として招聘しています。なお、赤石幹雄氏は、常勤監査役として当社グループの監査をしています。

## 役員報酬

当社は、業績や株主価値との連動性を高めるとともに、企業競争力強化および経営の透明性向上につなげることを目的とした役員報酬制度を採用しています。

1. 取締役の報酬は、月額固定報酬と年次業績連動報酬からなります。
2. 取締役の業績連動報酬制度につきましては、企業価値・株主価値向上に対する要素をより明確に報酬に連動させるため、評価指標として業績連動指標である連結当期純利益と連結自己資本当期純利益率「ROE」の達成度を加味することとし、当期の重点経営目標指標、特殊な損益および考慮すべき特殊要因等がある場合は必要な調整を行います。業績連動報酬は原則として現金賞与と株式報酬で構成し、その構成割合は概ね1対1とされています。また、業績連動報酬額は年間固定報酬額の5倍を上限としています。株式報酬につきましては、「権利行使価額を1株につき1円に設定した新株予約権」を付与することとし、3年間の権利行使制限期間を設定しています。
3. 年次業績連動報酬において、社外取締役は株式報酬の支給対象外です。
4. 監査役の報酬は、監査役の経営に対する独立性に鑑み、月額固定報酬のみとしています。
5. 役員退職慰労金制度は、役員報酬体系の見直しに伴い、2006年3月期以降分を廃止しました。

## ■ 内部統制システムおよびリスク管理

当社は、企業価値向上のために、また、全てのステークホルダーに対して責任のある行動をとるために、実効性のある内

部統制の強化に取り組んでいます。当社取締役会で定めた「東京エレクトロングループにおける内部統制基本方針」に基づく実践的活動を行うとともに、金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制」への対応を実施しています。

## 内部統制システム

当社グループ全体の内部統制・リスク管理体制をより実効的に強化していくため、内部統制担当取締役およびコンプライアンス・内部統制担当執行役員のもと、当社総務部内にリスク管理・内部統制推進の専任組織を設置し、当社グループを取り巻くリスクの評価・分析を行い、重要なリスクについては必要な施策を推進してリスク低減に努めています。また、情報セキュリティ委員会、輸出取引管理委員会を設置し、機密情報管理、輸出コンプライアンス体制の一層の強化を図っています。

## 内部監査部門における監査—監査センター

当社グループ全体の内部監査部門として、監査センターを置いています。監査センターは、当社グループの国内・海外拠点において業務監査、コンプライアンス監査、システム監査を実施し、内部統制システムが有効に機能しているか評価を行い、必要に応じて現場への業務改善の支援を行っています。

## 監査役と内部監査部門の連携

監査役は、内部監査部門である監査センターの報告会等を通じ、内部監査部門と連携をとっています。

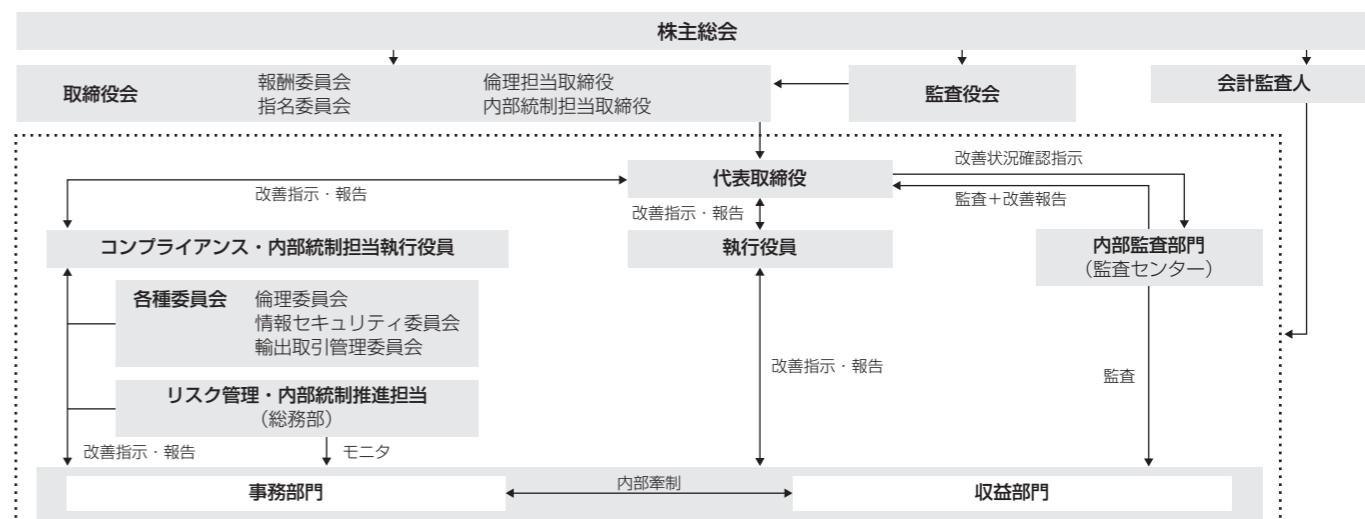
## 監査役と会計監査との連携

監査役は、会計監査人から当期の監査計画を受領し、監査方法の概要および監査重点項目等について説明を受け、四半期・期末決算時に会計監査人からそれぞれレビューおよび監査結果に関する報告を受けています。なお、会計監査人である有限責任あずさ監査法人に対し、迅速かつ正確に監査が実施できるよう、年間を通じて必要な情報、データを提供しています。

## ■ コンプライアンス

ステークホルダーからの「信頼」は事業活動の生命線です。この「信頼」を維持するためには、企業倫理とコンプライアンス（法令等遵守）を継続的に実践していくことが欠かせません。「東京エレクトロングループにおける内部統制基本方針」においても、高い倫理観やコンプライアンス意識を持って行動することをグループ全役員・社員に求めています。

## コーポレート・ガバナンス、内部統制システムおよびリスク管理体制の模式図



## コーポレート・ガバナンス

## ■ コーポレート・ガバナンス

## コーポレート・ガバナンス

## 倫理基準、倫理担当取締役、倫理委員会

グローバルな事業活動を行うための共通の基準として、1998年に「東京エレクトロングループ倫理基準」を制定しました。また、同1998年より、倫理担当取締役を任命するとともに、企業倫理を浸透させるための運用機関として倫理委員会を設けています。倫理基準とそのQ&Aをまとめた冊子は、日本語・英語・韓国語・中国語で作成され、海外を含むグループ全役員・社員に配布されています。さらに、環境や社会的要請の変化に応じて、倫理基準の見直しを適宜行っており、直近では2011年4月に倫理基準とそのQ&Aを改訂しています。

## コンプライアンス・内部統制担当執行役員

当社執行役員の中にコンプライアンス・内部統制担当執行役員を任命し、当社グループにおけるコンプライアンス意識の向上とさらなる徹底に努めています。

## コンプライアンスの実践・徹底に向けた取り組み

倫理基準のもと、コンプライアンスに関する基本事項を定めた「コンプライアンス規程」を制定しています。この規程は、当社グループの事業活動に従事する者が、法令・規則、国際的なルールおよび社内のルールを正確に理解し、それらに則した行動を継続的に実践することを目的としています。また、Webを活用した社員教育、社内イントラネットを通じた情報発信等、コンプライアンスの実践と意識向上の施策を実行しています。

## 内部通報制度

当社グループでは、法令や企業倫理に反する疑いのある行為について、従業員が直接情報提供を行う手段として、内部通報制度を運営しています。グループ全体の通報窓口として倫理ホットラインとコンプライアンスホットラインを設置するとともに、海外拠点においては拠点毎の通報窓口も設置しています。いずれの窓口においても、通報者の匿名性を保証するとともに、不利益がないことを確保しています。

## 株主総会に関する取り組み

当社は、株主総会の活性化および議決権行使の円滑化に向け、株主総会日の3週間以上前に株主総会招集通知を早期発送しており、株主総会を集中日以外に開催しています。また、議決権行使の方法については、インターネットを利用した議決権行使を採用するほか、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームにも参加しています。

招集通知・報告書・決議通知・議決権行使結果・株主総会のプレゼンテーション資料などもWebサイトに掲載しています。

東京エレクトロンは、  
「FTSE4Good Global Index」  
銘柄に選定されています。



FTSE4Good

当社は、ロンドン証券取引所の100%出資会社であるFTSE社が世界中の優良企業を対象にした社会的責任投資指標「FTSE4Good Global Index」の銘柄に、2003年9月以来継続して選定されています。

## コーポレート・ガバナンスに関する主要制度の有無

報酬委員会	有	代表取締役を除く取締役または監査役で構成
指名委員会	有	代表取締役を除く取締役または監査役で構成
社外取締役	有	11名中2名
社外監査役	有	5名中3名
執行役員制度	有	
代表取締役の個別報酬開示	有	1999年より開示
業績連動型報酬制度	有	
ストックオプション制度	有	社外取締役、監査役は制度の対象外
役員退職慰労金制度	無	
買収防衛策	無	